## 山梨県立病院機構未収金回収業務委託に関する質問に対する回答

平成31年2月1日(金)

		新田土市	平成31年2月1日(金)
問	項目 委託予定金額の	質問内容 ①委託予定債権の未収期間とその件数と金額	□答 □ 未収期間は1年以上経過、件数は670件、金
2	<b>件</b>	②今回初委託分と現状委託済分の件数と金額	額は58百万円。 今回初委託分は340件、17百万円、 現状委
		上記①②の債権においてそれぞれ 未収発生後	<u>託済分は330件、41百万円。</u> ア. ①委託予定債権は240件、31百万円、う ち②今回初委託分はなく、全て現状委託済分。
3		ア.3年以上経過した件数と金額 イ.3年未満の件数と金額 をご教示ください。	イ. ①委託予定債権は430件、27百万円、うち②今回初委託分は340件、17百万円、現状委託済分は90件、10百万円。
4	2(4)②アについ て	2口座分、預かり口座として新たに設けるとありますが、口座名義「〇〇法人〇〇事務所」となりますがよろしいでしょうか。	その口座が当機構からの債権回収業務のために開設されたものであり、他の債権回収業務などと別経理されることを目的とされていれば、構わない。
5	2(4)③アについ て	ロ座の入金状況を示す書類について、現状 ネットバンクにて明細を出力し入金処理しており ます。その際の「入出金明細照会」でも問題ない でしょうか。	当機構の指示する事項(債務者氏名、患者ID、入金日付、入金額、入金方法、弁護士報酬、消費税、未納残額など)が記載されていれば、貴所の様式を使用することも可能である。なお、貴所の様式を使用する場合は、業務開始前の協議において様式を提示すること。
6	2(5)②について	分納誓約書ですが、和解書にて取交し対応しております。ただ、突発入金があった場合は和解書の取交しをしておりませんがよろしいでしょうか。	突発入金が、一括納付であれば和解書を取交 す必要がないが、分割納付であれば和解書を取 交す必要がある。
7	3(9)Ⅳアについ て	受託実績について、守秘義務がある為ほとんど件数及び金額の開示ができませんがよろしいでしょうか。※委託者名、件数、金額(数件程度)、業務内容を実績として提出が可能です。	明示できない受託実績については、受託者数、受託金額、受託件数などの総数など、できる限り分かるようにすること。
8	実施要綱2(3)	今回の委託対象となる案件の総数をご教示ください。 ①総未納者人数 ②総債権残高	①340人、②58百万円。
9	実施要綱2(3)	委託対象となる案件の以下の人数(またはおおよその比率)をご教示ください。 ①架電不能未納者数 ②文書不送達未納者数 ③未納者本人死亡数	当機構では原則文書催告を行っているため①は不明、②は5%、③は1%。
10	実施要綱2(3)	対象案件の未収発生後の期間についてご教示ください。 ①未収発生後3年未満の未納者数と残高 ②未収発生後3年以上の未納者数と残高 ※消滅時効が援用される可能性を考慮し3年で 区切っています。	①230人、27百万円、②110人、31百万円。
11	実施要綱2(4)① イ	調査業務は「債権の状況に応じ、居住先調査 は総債権残高1万円以上、相続調査は総債権 残高10万以上を対象に受託者の判断で調査を する」という判断でよろしいでしょうか。	調査業務について、受託者の判断により実施 することとなるが、債権金額により条件や対応が 異なる場合には、その旨を具体的に提案するこ と。
12	別紙 業務仕様書 4②ア・ウ	「ア 時効援用の場合 債務者からの申立書」・「ウ 債務者死亡かつ相続放棄の場合 相続放棄申述受理証明書」を提出することとあります。口頭にて時効援用をお伝えする場合、書面の提出は不要と解釈してよろしいでしょうか。	債務者から口頭で消滅時効の援用があった場合、できる限り債務者から書面で時効援用の申立書を提出してもらうこと。ただし、債務者からその協力が得られないなどやむを得ない事情がある場合には、受託者が業務日誌などにその旨の記録を残し、その写しを提出すること。 債務者死亡かつ相続放棄の場合、相続人から相続放棄申述受理証明書の提出をしてもらうこと。
13	別紙 業務仕様書 5①ア・ウ	ア・ウの報告内容について、貴院専用のフォーマットによる報告の必要があるのでしょうか。それとも当方の報告形式でよろしいでしょうか。	問5回答のとおり。
14	別紙 業務仕様書 5①イ	定時報告に関して、「イ 指定口座の当該期間の写し」はWEB口座の場合ネットで表示される入金履歴で足りるでしょうか。	債務者からの入金がその入金履歴で分かるのであれば足りる。